

消防情報管制システム総合整備事業支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

複雑多様化した災害に対応できる堅牢性及び冗長性を備えた消防情報管制システム（以下「システム」という。）の構築を実現するため、外部専門家による、中立かつ客観的視点に立った情報収集、機能分析及び評価を得て、より効果的なシステム構築業務調達のため、基本計画書の作成、調達図書類の作成、評価基準の策定を行うことを目的とする。

(2) 業務名

消防情報管制システム総合整備事業支援業務

(3) 業務内容

消防情報管制システム構築準備（調達・プロポーザル支援）

- ア 基本構想確認・課題整理
- イ 先進技術調査 R F I
- ウ 概算事業費算出
- エ システム要求水準検討
- オ システム調達仕様立案支援
- カ 実現性確認 R F C
- キ 詳細事業費積算
- ク 提案実施要領案作成
- ケ 評価基準案作成

(4) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

2 業務に要する費用（予定価格）30,000,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) ISMS（ISO27001）認証登録を契約拠点で受けていること。
- (2) 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの過去10年間に、公的機関において、プロポーザル方式による調達を前提とした、管轄人口25万人以上の高機能消防指令センターシステムのコンサルティング業務（調達支援、基本設計、実施設計等）又は管轄人口25万人以上の高機能消防指令センターシステム構築監理業務（構築監理、設計監理、施工管理等）と種類を同じくする契約を1回以上締結し履行を完了していること。
- (3) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている又は公表日からプロポーザル参加申込書の提出期限までの間に福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。

- (4) 公表日から受託候補者特定の日までの間に、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (9) 公募型にあつては参加申込をする時点において、指名型にあつては参加承諾をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
 - ア 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - イ 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係。
 - ウ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係。
 - エ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係。
- (10) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年4月10日（金）17時00分（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、メールにて提出すること。
※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日：令和8年4月15日（水）
- (4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

5 参加申込締切及び参加資格審査結果通知

- (1) 提出書類
プロポーザルに参加するものは、次のとおり必要書類を提出すること。ただし、参加申込

書の提出時点で資格者名簿に登録されている者は、カの書類は不要とする。

ア 参加申込書（様式 2）

イ 会社概要書（様式 3）

ウ 参加資格誓約書（様式 4）

エ 業務実績調書（様式 5）

オ 契約拠点において I SMS（ISO 27001）を取得していることを証明する書類の写し

カ 福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出したことがわかる書類（任意様式）

(2) 参加申込締切：令和 8 年 4 月 20 日（月）17 時 00 分（必着）

(3) 参加申込方法：メールにて提出すること。

(4) 参加資格審査結果（有無）通知：令和 8 年 4 月 21 日（火）メールにて通知

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

ア 業務実施体制回答書提出届（様式 6）原本 1 部

イ 業務実施体制各種調書 原本 1 部、副本 8 部

（ア）技術者の概要（様式 7）

（イ）担当技術者調書（様式 8）

（ウ）各担当技術者の経歴及び実績等調書（様式 9）

（エ）再委託調書（様式 10）

※再委託する場合のみ

（オ）工程表（様式 11）

（カ）企画提案書（様式 12）原本 1 部、副本 8 部

企画提案の内容については、別紙【（様式 12）記載要領】を参照すること。

(2) 提出期限等

ア 提出期限：令和 8 年 4 月 28 日（火）17 時 00 分（必着）

イ 提出場所：福井市消防局総合指令課

ウ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

7 審査方法（審査委員会）

プロポーザルの審査は公平性を確保するため匿名で行い、以下のとおりとする。

(1) 第 1 次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を 8 で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和 8 年 5 月 1 日（金）予定

実施場所：福井市防災センター 3 階 大会議室

(2) 第 2 次審査（ヒアリング等による最終審査）

第 1 次審査により選考された者に対して企画提案についてのヒアリング等を実施し、8 で

示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている企画提案を行った提案者を受託候補者として特定する。

実施日：令和8年5月13日（水）予定

実施場所：福井市防災センター3階 大会議室

方法：プレゼンテーション及び質疑応答

- ・持ち時間は、各提案者20分程度（説明時間10分、質疑応答10分）とするが、進行スケジュールにより変更することがある。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ・出席者は3名以内とする。
- ・業務の企画運営に携わる実務担当者が説明を行うこと。
- ・内容は、企画提案書に沿ったものとする。
- ・使用するPC、ケーブル等を持参すること。なお、スクリーン及びプロジェクターは本市で準備する。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及び第2次審査を実施する旨をメールで通知する。

通知日：令和8年5月7日（木）予定

イ 第2次審査

審査結果を提案者全者に対し、書面及び市ホームページにより通知する。

通知日：令和8年5月14日（木）予定

8 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

審査項目	評価基準	配点
業務実績	納入実績とその実績での印象に残る経験及び業務に対するコミットメントについて	30点
	消防又は他の行政機関等の実績において、標準インターフェイス等を用いた他社との接続及び既存の高機能指令システムのベンダーチェンジ支援実績について	10点
提案内容	自社の強みや優位性について	20点

	未来のシステムの在り方について	20 点
	各工程の目的・作業内容・成果物とコスト意識について	10 点
	現実的なスケジュールの作成、遅延防止の措置について	10 点
	システム構築に係るプロポーザル支援についての取り組み 方や考え、またプロポーザルに係る議会、財政手続きの支 援方法について	10 点
執行体制	情報セキュリティ体制の確立について	10 点
	会議や打合せの設定、報告、情報共有について	10 点
見積価格	委託料の総額（消費税含む）	10 点
合 計		140 点

9 日程

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| (1) 公表 | 令和 8 年 4 月 1 日（水） |
| (2) 質問受付締切 | 令和 8 年 4 月 1 0 日（金） 1 7 時 0 0 分（必着） |
| (3) 質問回答 | 令和 8 年 4 月 1 5 日（水） |
| (4) 参加申込締切 | 令和 8 年 4 月 2 0 日（月） 1 7 時 0 0 分（必着） |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和 8 年 4 月 2 1 日（火） |
| (6) 企画提案書等受付開始 | 令和 8 年 4 月 2 2 日（水） |

(7) 企画提案書等締切	令和8年4月28日(火) 17時00分(必着)
(8) 第1次審査	令和8年5月1日(金) (予定)
(9) 結果通知(1次)	令和8年5月7日(木) (予定)
(10) 第2次審査	令和8年5月13日(水) (予定)
(11) 結果通知(2次)	令和8年5月14日(木) (予定)
(12) 契約締結	令和8年5月25日(月) (予定)
(13) 業務開始	令和8年6月1日(月) (予定)

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 審査委員会を正当な理由なく欠席した場合
- (6) 参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

11 契約

- (1) 受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。
- (2) 契約締結にあたっては、資格者名簿への登録を条件とする。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の主担当技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。
 なお、やむを得ない理由により変更する場合には、福井市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。
 ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。
 なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。当該プロポーザル実施に関する情報については随時、市ホームページに掲載する。

- 13 担当部署（提出・問い合わせ先）
福井市消防局 総合指令課
〒918-8237 福井市和田東2丁目2207
電話 0776-20-3999
メール ffd-shirei@city.fukui.lg.jp